

平成 20 年第 3 回多賀城市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 20 年 9 月 10 日（水曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 雨森 修一 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 相澤 明

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 内海 啓二

総務部理事(兼)管財課長 佐藤 昇市

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

道路公園課長 佐藤 実

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主幹 櫻井 道子

主事 鈴木 直子

午前 10 時 00 分 開会

○議長 (阿部五一)

おはようございます。

いよいよきょうから今年第3回定例会が始まりますが、長丁場にもなろうかと思っておりますので、健康には十分留意をしていただきながら、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますこのように思います。よろしくお祈りを申し上げます。

これより平成20年第3回多賀城市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第99条の規定により、議長において金野次男議員及び森長一郎議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（阿部五一）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月25日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は16日間と決定いたしました。

○議長（阿部五一）

この際、諸般の報告をいたします。

去る8月8日、板橋恵一議員から、申し合わせ事項に基づき、議会運営委員会委員を辞任する旨の申し出がありましたので、委員会条例第13条の規定により、同日付でこれを許可いたしました。

また、同日付で、申し合わせ事項に基づき、多賀城自民クラブから推薦のありました吉田瑞生議員を、委員会条例第7条第1項の規定により、議会運営委員会委員に選任いたしました。

以下、諸般の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略をいたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第 3 行政の報告

○議長（阿部五一）

日程第 3、行政の報告に入ります。

市長の登壇を許します。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

市議会第 3 回定例会が開催されるに当たり、市政運営に対する議員各位の御協力に対し厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本議会に御提案申し上げます案件は、人事 1 件、条例 4 件、決算認定 2 件、報告 2 件、補正予算 6 件、その他 5 件であります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

それでは、第 2 回定例会以降、今日までの行政の状況につきまして、その概要を報告いたします。

初めに、市長公室について申し上げます。

まず、行政経営関係ですが、7 月 23 日にこの本会議場において、第 2 回こども議会を開催いたしました。市内の小学 6 年生 19 名が参加し、子供の視点から見た市政に対する質問が行われ、有意義な議論が交わされました。

次に、多賀城西部地区を循環する「多賀城おでかけバス・万葉号」ですが、利用者もふえ、非常に好評です。

運行主体である多賀城北日本自動車学院が実施しました利用者アンケートの結果により、利便性を向上させるため、9 月 1 日から岩切駅乗り入れと新田浄水場前バス停留所が追加され、運行時間帯も午後 2 時発から、希望の多かった午後 1 時発に変更されました。

次に、プロジェクト推進関係ですが、7 月 30 日に、宮城県とともに企業立地セミナーを東京都で開催いたしました。当日は、166 社、248 名の方々に参加いただき、多賀城市を PR してまいりました。

次に、3 月 26 日から 7 月 26 日までの毎週土曜日に、県庁にて開催されていましたが、セントラル自動車株式会社の従業員及びその家族に対する宮城県の見学会にブースを設置し、多賀城市の住環境について PR をしました。これまで 13 回、2,080 人の従業員と家族がこれに参加し、私を含めて延べ 23 人の職員がこれに対応いたしました。

なお、本件は合計 17 回の開催の予定でありましたが、岩手・宮城内陸地震の影響で 4 回ほど中止となり、この分は今月から再開しております。

次に、8 月 8 日に、「株式会社まち・みらい多賀城」の平成 20 事業年度第 2 回臨時株主総会が開催され、最終的な清算事務の報告が行われ、承認されました。

多くの市民の方や企業の方の出資金については、全額分配金として分配され、余剰金は 1 株当たり 1 万 3,999 円の配当が行われることとなりました。

本市においては、100株分で139万9,900円の配当があり、今回提案の一般会計補正予算に計上しております。

次に、総務部について申し上げます。

まず、総務課関係ですが、6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震に伴い、甚大な被害に見舞われた栗原市に対してブルーシート100枚を提供するとともに、被災直後における下水道施設の被災調査業務並びに被災宅地危険度判定業務などのため、延べ20名の職員を現地に派遣し、災害復旧を支援しました。

次に、地域コミュニティ課関係ですが、市民活動推進事業並びに市民活動サポートセンターにおいて実施した事業等につきましては、7月26日に平成19年度多賀城市民活動団体助成金成果報告会を開催し、助成事業を実施した6団体から、事業の概要とその成果の報告がありました。

また、8月22日には、市民活動サポートセンターにおいて、市民活動や協働の本質を広く市民の方々に理解していただくことを目的に、NPO「いちから塾」を開催しました。

今後も、人材育成事業や市民活動への誘導啓発事業を実施する予定としています。

次に、男女共同参画推進事業関係につきましては、多賀城市男女共同参画基本計画案の策定を行うため、男女共同参画シンポジウム実行委員5名と、公募委員6名の11名で、市民会議委員会が組織され、7月24日に第1回目の市民会議を行いました。

国際交流事業につきましては、6月から8月にかけて、国際交流サロンを3回開催しました。

これは、市内の外国籍市民のネットワークを推進するため、多賀城市国際交流協会との協働により実施したものです。市内にお住まいの外国籍市民の参加のもと、生活上困っていることをお話しいただくとともに、市からは防災と健康に関する説明を行い、日本の料理教室や一人ひとりの避難場所の確認を行いました。

参加者からは、「また次回もぜひ参加したい」という声もあり、外国籍市民同士のつながりも徐々にでき始めています。

次に、広報広聴関係につきましては、私が地域の皆さんと直接対話する「おぼんです懇談会」は、現在、市内13ブロックで2巡目の懇談を行っており、8月末までに延べ19回開催いたしました。

また、「市長と話そう 気軽にちょっと茶っと」は、7月18日に老人福祉センター、9月2日に市民活動サポートセンターで開催しました。

今後もより多くの皆様に参加いただき、幅広い提言をいただけるよう努めてまいります。

市ホームページ関連につきましては、グーグル社が提供する地図情報サービスを利用して、市のホームページに掲載している市内の公共施設情報から、各施設周辺の地図が確認できるようにしていますが、8月からは市内の史跡や文化財の位置も確認できるようになりました。

次に、管財課関係ですが、7月29日に優良建設工事表彰に係る選考委員会を開催し、54件の該当工事の中から4件を選考し、8月28日に表彰を行いました。

また、6月から公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、価格と品質が総合的にすぐれた工事を調達するため、価格と技術力等の価格以外の要素を総合的に判断し、落札者を決定する、特別簡易型総合評価方式による制限付一般競争入札を試行的に実施しています。

また、職員による交通事故を未然に防止する取り組みとして、塩釜警察署から講師を招き、7月30日と8月29日に、全職員を対象に交通安全講習会を開催しました。

次に、交通防災課関係ですが、7月19日の福島県沖を震源とする地震ですが、宮城県沿岸部に津波注意報が発令されたため、直ちに防災広報装置により、市内一斉広報を実施するとともに、消防団各分団に対して警戒広報及び潮位の監視を指示しました。

その後、防災緊急対策会議を開催し、交通防災課及び消防団において警戒態勢をとり、情報収集に当たりました。

幸い、この地震と津波による被害はなく、当日は38名の職員と消防団員45名で警戒業務に従事しました。

次に、7月24日の岩手沿岸北部を震源とする地震は、宮城県中部地域の震度が5強であったことから、直ちに災害対策本部を設置し、エリア配備職員が各地区2班体制で消防団とともに、被害状況の調査と情報収集に当たりました。

この地震では、民間建物でのエレベーター停止の報告はあったものの、幸いにも大きな被害はありませんでした。

なお、当日は、市職員187名と消防団員51名で警戒業務に従事しました。

次に、交通関係につきましては、交通安全母の会を中心に、あやめまつりや「ザ・まつり in 多賀城」のイベントのほか、各地区の盆踊りや夏祭りなどを通じて啓発品を配布し、飲酒・無謀運転の根絶の呼びかけを行いました。

防犯関係では、自転車盗難抑止対策の一環として、6月17日に職員による放置自転車クリンアップ作戦をJR下馬駅で実施したほか、7月15日には防犯協会連合会会員、JR多賀城駅員、塩釜警察署員及び市職員など、総勢60名の参加のもとに、多賀城駅前駐輪場クリンアップ大作戦を実施し、計329台の放置自転車を撤去しました。

また、7月30日には、防犯協会連合会会員、青少年補導員及び塩釜警察署員など、総勢58名の参加のもとに、多賀城駅周辺等一斉パトロールを実施し、遊技場界隈のパトロールやJR多賀城駅及び大型スーパーにおいて啓発用チラシの配布を行い、盗難防止を呼びかけました。

次に、消防関係につきましては、6月15日に、平成20年度多賀城市消防団消防演習を多賀城八幡小学校において実施し、災害時に迅速に活用できるよう、日ごろの訓練の成果を披露しました。

防災関係につきましては、7月28日に、市内の6事業所等と災害時における支援協力に関する協定を締結しました。

これは、災害時あるいは津波災害が予想される場合に、事業所やホテル、マンション等の施設の一部を付近住民の一時避難場所として提供いただくものであり、今回の協定締結により、一時避難場所についての協力協定は8事業所となりました。

次に、市民経済部について申し上げます。

まず、生活環境課関係でございますが、次世代を担う市内の小学生を対象として、環境の大切さを学ぶ自然観察教室を、7月31日に太白山自然観察の森で開催し、38名の児童が参加しました。暑さの中、自然と触れ合い、森の中の植物や昆虫の観察マップをつくることで、自然に興味を持つ心を養う環境教育を実施しました。

次に、農政課関係ですが、米の生産調整につきましては、6月と7月に現地調査を3回実施し、作付配分目標を達成できたことを確認しております。

また、水稻の生育状況につきましては、7月上、中旬ともに気温は高く推移し、日照時間も多く、東北農政局の発表では、8月15日現在の宮城県中部の作況指数は99から101の平年並みとなっております。

次に、商工観光課関係ですが、定年退職後も充実した生活が送れるよう、これからの生活設計の一助となることを目的として、おおむね55歳から65歳までの方を対象としたキャリアライフセミナーを、2市3町合同の新規事業として、8月29日に市民活動サポートセンターで開催しました。

41名の参加者の皆さんは、今後のライフプランを考えながら、再就職に当たっての知識や心構えなどについて熱心に聴講されていきました。

第22回多賀城跡あやめまつりが、6月24日から7月6日までの13日間、あやめ園において開催され、およそ5万3,800名の来場者がありました。

開幕日及び開催期間中の土曜日・日曜日には、友好都市である太宰府市と天童市の物産販売も行われました。さらに、今回は地元商店会も出店し、これまでにない26店舗の出店を見るとともに、さまざまな団体の協力により、新たにレクリエーションゲームや万葉衣装の着つけなどのイベントが行われ、お祭りが盛大に行われました。

同時開催されたあやめ俳句大会においては、昨年より2倍に近い3,210句の投句があり、特に小中学生からは昨年より1,500句ほど多い2,547句の投句がありました。

次に、保健福祉部について申し上げます。

まず、健康課関係ですが、6月2日から7月19日まで、特定健康診査、肝炎ウイルス検診、結核検診などの健康診査を実施し、延べ1万8,496名が受診しました。

また、介護予防事業の一環として昨年より実施している、介護予防サポーター養成講座6回コースを、6月19日から8月6日まで開催し、25名が受講修了しております。

食育推進プラン関係につきましては、8月9日に仙台市中央卸売市場やさい・くだもの普及会と共催で、小学生の親子を対象として、仙台市中央卸売市場の見学と親子料理教室を開催しました。

これは県内で生産される農水産物に対する理解を深めるとともに、地元食材の活用を通して地産地消の関心を高めるための取り組みで、10組の親子が参加しました。

次に、介護福祉課関係ですが、9月3日の説明会のとおり、災害から災害時要援護者を守るための、主に共助の取り組み指針として、災害時要援護者支援ガイドラインを策定しました。

現在、区長、民生委員・児童委員を初めとする地域の方々に説明をさせていただいており、今後、制度の広報、対象者への通知を経て、地域が主体となって災害時要援護者の支援体制を整備することになります。

次に、介護保険事業につきましては、第3期介護保険事業計画に基づき、地域密着サービス事業者として社会福祉法人嶋福社会を選定しました。

事業計画によりますと、平成21年6月に、栄一丁目地内に、入所定員29名のユニット型小規模特別養護老人ホームの事業を開始する予定となっております。

次に、国保年金課関係ですが、4月から始まりました後期高齢者医療制度、いわゆる長寿医療制度につきましては、長寿医療制度の周知不足の解消を図るため、広報用パンフレットを7月号の市政だよりと合わせて全世帯に配布しました。

長寿医療制度の保険料本算定による納付書等につきましては、7月14日に4,704名の方に発送しました。

また、特別対策として実施されました新たな保険料の軽減措置につきましては、8月14日に新たな納付書等を該当する1,572名の方に発送しました。

納付書等の送付後は、保険料や年金からの特別徴収などに関し、多くの問い合わせをいただきましたが、長寿医療制度の仕組みを説明し、制度の理解を得るように努めております。

今後も市民の方々にこの制度を理解していただけるよう、宮城県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、さらに周知に努めてまいります。

次に、建設部について申し上げます。

まず、都市計画課関係ですが、木造住宅耐震診断等支援事業につきましては、1次募集及び2次募集の結果、計19件に診断士を派遣しています。

木造住宅耐震改修工事等事業につきましては、1次募集及び2次募集の結果、避難弱者対象世帯が3件、一般世帯が4件で計7件の応募がありました。

次に、道路公園課関係ですが、道路改良工事等の発注状況につきましては、補助事業で新田高崎線、留ヶ谷線、城南一丁目22号線ほか1線及び大土手線の4カ所を発注しました。

単独事業で、舗装工事等の4カ所を発注しました。

次に、教育部について申し上げます。

まず、教育総務課関係ですが、学校施設の耐震化につきましては、平成19年度繰越事業である多賀城東小学校並びに山王小学校の校舎地震補強工事等の進捗率が、8月末で約80%となっており、11月末に工事が完了する予定です。

同じく平成19年度の繰越事業である第二中学校の校舎地震補強等設計業務につきましては、7月31日に完了しましたので、早期に地震補強工事に着手できるよう、事務を進めてまいります。

多賀城中学校の校舎地震補強工事及び大規模改造工事につきましては、今月中旬から工事に着手し、年度内に完了する予定です。

第2回定例会において補正予算の承認をいただきました天真小学校地震補強計画等設計業務につきましては、設計者の創造性、技術力及び経験等を適正に審査し、また、選定における透明性及び公平性の確保を図るため、指名型プロポーザル方式を採用しました。

昨日開催された審査委員会において、委託業者を選定しましたので、本年度中に基本プランを策定し、引き続き実施設計業務を行い、地震補強工事に着手したいと考えております。

これらの工事がすべて完了することにより、本市学校施設の耐震化率は 100%となります。

次に、学校教育課関係ですが、学校給食の食器につきましては、劣化が進んでいることから、中学生用の角仕切り皿と汁わんを第 2 学期から更新しました。

なお、新しい食器は、これまでのものと同様に、カドミウムの安全性とともに、環境ホルモンが一切検出されていない製品で、今後は小学校分についても平成 22 年度までに更新してまいります。

次に、生涯学習課関係ですが、山王地区公民館の体育館につきましては、設計業務を進めるに当たり、多くの皆様から喜んで利用していただける施設となるよう、7 月 30 日と 8 月 27 日に、地域の方々や利用団体の皆様から御意見や御要望を聞くための会議を開催しました。

青少年育成事業につきましては、ワンパクスクールを 7 月 22 日から 25 日までの 3 泊 4 日の日程で、志津川自然の家で開催し、市内小学校の 5、6 年生 25 名が参加しました。

また、ジュニアリーダー初級研修を 8 月 6 日から 8 日までの 2 泊 3 日の日程で、仙台市泉ヶ岳少年自然の家で開催し、市内中学校の 1 年生から 3 年生 15 名が参加しました。

スポーツ関係につきましては、8 月 23 日に市民プールで水中フェスティバルを開催しました。市民プールを無料開放し、アクアビクスやフリーワンポイントレッスンなどの水中運動体験コーナーや、かき氷の模擬店を設け、115 人が参加し、市民プールの利用拡大を図りました。

次に、文化財課関係ですが、7 月 26 日に、多賀城碑前の広場において、東北歴史博物館長の進藤秋輝氏を講師に迎え、多賀城碑重要文化財指定 10 周年記念講演会を開催し、190 名の参加がありました。

なお、多賀城碑重要文化財指定 10 周年記念特別展「多賀城碑-いしづみが語るもの」を、埋蔵文化財調査センターにおいて今月 28 日まで開催しています。

次に、上水道部について申し上げます。

6 月 14 日に発生した岩手・宮城内陸地震に伴い、日本水道協会宮城県支部から被災地への派遣要請に備え、派遣準備をいたしました。結果として派遣要請はありませんでした。

毎年 6 月 1 日から 7 日までの間、全国的に開催されている水道週間も今年度で第 50 回目を迎えております。安全・安心、おいしい水づくりのため、6 月 4 日に行われた本市の水源である七ヶ宿ダム湖畔クリーン作戦に参加しました。

また、5 月 29 日から 7 月 4 日までの間、市内各小学校の 4 年生 351 名の児童が、末の松山浄水場の水道施設を見学し、水道についての勉強を行いました。

最後に、選挙管理委員会について申し上げます。

7 月 6 日執行の多賀城市農業委員会委員一般選挙は、定数 10 人に対し、立候補届け出者が 10 人のため、無投票となりました。

また、7 月 31 日執行の宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙も、定数 9 人に対し、立候補届け出者が 9 人のため、無投票となりました。

以上、第2回定例会以降、今日までの行政の概要を申し上げましたが、今後とも議員各位の御支援、御協力をいただきながら、市政運営に努めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

日程第4 議案第45号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（阿部五一）

日程第4、議案第45号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

この際、菊地昭吾君に退席を求めます。

（教育長 菊地昭吾退席）

○議長（阿部五一）

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第45号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。これは、菊地昭吾委員並びに星永俊委員の任期が平成20年9月30日をもって満了することから、菊地昭吾委員を再任し、星永俊委員の後任として小堤隆氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、資料2の1ページ以降に、現在の委員名簿並びに菊地昭吾委員並びに小堤隆氏の経歴書を添付しておりますので、参照願います。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。16番根本朝栄議員。

○16番（根本朝栄議員）

ただいまの教育委員の任命に関してでございますけれども、これまでは、どちらかというと校長先生とか学校の先生方が教育委員になるという、そういうケースが多かったように思うのです。

今回の場合は、現職で民間会社に勤めていて、PTAの会長さんをやった経験のある方ということでございまして、そしてまた、年齢もまだ非常に46歳と若いということで、これまでの委員さんで一番若い方ではないかと思うのですが、その辺の選任する市の考え方、これをお伺いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

今回、小堤さんを提案させていただいたというのは、地方教育行政の組織運営に関する法律の中で、委員のうちに保護者、特に親権を有する者、未成年者を有している人、その人を教育委員の方に充てるようにということで、ことしの4月1日からそれが施行されております。

ですから、今回、その任期満了になりまして、それで新たに選任する方については、この部分を適用するというので、小堤さんをお願いしたいということでございます。

○議長（阿部五一）

12 番中村善吉議員。

○12 番（中村善吉議員）

この経歴から選任して、大抵今までの人事というのはそういうものでしたが、この2人がどういふことをやっていただけるのか、その辺が見えてこないの、その辺がもしありましたら御説明していただきたいと思ひます。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

経歴はここに記載されているとおりでございます、PTAの役員などをされておひまして、さらには県の方の役員もされていらっしゃるということで、子供たちのために積極的に活躍されている方でございますので、自信を持って推薦できると思ひておひます。

○議長（阿部五一）

12 番中村善吉議員。

○12 番（中村善吉議員）

私は別に反対する理由は何もないのです。ただ、どういふ方なのかわからないのでちょっとお聞きしました。

それから、菊地委員に関しては、ここ4年間一緒に、私は教科書問題、教育問題を中心に、いろいろとこの議場で討論をしてきました。

それで、今まで私、この経歴だけで賛成したのですけれども、4年間やっていることを感じて、もし委員に選ばれましたら、私なりに菊地委員に一つお願いがあります。それを一つ述べさせていただきます。

3点あります。

まず、教科書に関してですが、私、いつも教科書をやっています。それで、私の発言は許されますか。

○議長（阿部五一）

中村議員、それは選任の問題とは直接関係ありませんから、後で、終わったら……（「はい、わかりました。では」の声あり）直接お願いします。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 45 号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

菊地昭吾君の入場を願います。

（教育長 菊地昭吾入場）

日程第 5 議案第 46 号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 5、議案第 46 号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第46号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、現行条例における同法の引用条文について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それでは、資料2の議案関係資料の4ページをお開き願いたいと思います。

ただいま市長の方から説明がありましたとおり、平成20年4月に施行いたしました職員の自己啓発等休業に関する条例におきまして、法律の改正に伴う引用条文のずれが生じたことから、一部改正を行うものでございます。

資料の新旧対照表に記載しております第5条では、地方公務員法の定めに基づきまして、「自己啓発休業の対象となる国際貢献活動の奉仕活動を条例で定めること」とされていることを受けまして、奉仕活動の内容について、独立行政法人国際協力機構法の規定を引用しております。

独立行政法人国際協力機構は政府ODAを行う機構でございますが、平成20年10月1日に施行される独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律では、これまでの技術協力事業に加えて、無償資金協力のために必要な業務などを第13条第1項第2号として新たに追加されたことによりまして、条ずれが生じたことから、引用条文を第13条第1項第3号から第4号へと改めるものでございます。

なお、改正法の施行日と同日である平成20年10月1日をもって、同条例を施行するものとしてございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 46 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 47 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長(阿部五一)

日程第 6、議案第 47 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 47 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。これは地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整理が必要となる四つの関係条例をまとめて改正するものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(阿部五一)

総務部長。

○総務部長(澁谷大司)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について説明をさせていただきます。

初めに、地方自治法の改正概要について説明させていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律、以下、改正法と言わせていただきます。これが平成 20 年 6 月 18 日に公布されまして、同年 9 月 1 日に施行されております。

この改正法は、議員の報酬等に関する規定の整備が主な内容となっております。

この改正法の施行に伴い、改正することとなる本市の関係条例について、新旧対照表に沿って説明をさせていただきます。

資料 2 の 5 ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第 1 条の規定による改正ですが、これは議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を行うものでございます。

題名及び第 1 条の改正ですが、これは改正法により、議員に対し支給する報酬の名称が「議員報酬」に改められ、議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給についての規定が改められましたことから、この条例における規定の内容を明確にするため、題名及び条文の文言を改めることとしたものでございます。

第 2 条、第 3 条及び第 5 条の改正文につきましては、議員の報酬の名称が「議員報酬」に改められたことによるものでございます。

次に、7 ページの、第 2 条の規定による改正でございますが、これは多賀城市特別職報酬等審議会条例の一部を改正するものでございます。

まず、第 1 条の改正ですけれども、議員の報酬について名称が「議員報酬」に改められたことから、現条例で用いております「議員報酬等」の文言に定義を設けることとしたものでございます。

第 2 条においては、第 1 条において「議員報酬等」の文言に定義を設けたことに伴いまして、規定内容の整備等を行っております。

次に、8 ページの、第 3 条の規定による改正ですが、これは特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものでございます。

第 1 条の改正は、改正法の施行に伴い、地方自治法第 203 条の規定が第 203 条の 2 に繰り下げられたことによるものでございます。

なお、「議会の議員を除く」の文言を削ったことについては、同条の規定が議会の議員を対象としていないため、不要となったことによるものでございます。

第 3 条第 1 項の改正は、議員の報酬の名称が「議員報酬」に改められたことによるものでございます。

第 2 項においては、文言の整理を行ったものでございます。

次に、9 ページの、第 4 条の規定による改正ですが、これは多賀城市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正を行うものでございます。

第 1 条の改正は、地方自治法第 100 条に第 12 項が追加され、同条第 13 項及び 14 項がそれぞれ 1 項ずつ繰り下げられたことによるものでございます。

最後に、資料 1 の 6 ページをごらんください。

「この条例は、公布の日から施行する」こととしております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(阿部五一)

これをもって質疑を終結いたします。

○議長(阿部五一)

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第48号 多賀城市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(阿部五一)

日程第7、議案第48号 多賀城市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第48号 多賀城市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、同法により支援給付を受けることになった者を、本条例による医療費助成の対象から除く必要が生じたため、所要の改正を行うとともに、必要な規定の整理を行うものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

ただいま市長が御説明いたしましたとおり、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の施行により、従来、生活保護法に基づき保護を受けていた者は、中国残留邦人等帰国促進法により支援給付を受けることになったことから、中国残留邦人等帰国促進法により支援給付を受ける者を、母子・父子家庭の医療費助成制度の助成対象者としめない旨を規定するものでございます。

また、宮城県が定める母子・父子家庭医療費の助成に関する条例規定例が改正されましたことから、条例規定例の改正に準じ、字句の改正を行うものでございます。

それでは、資料 2 の 10 ページをお願いいたします。

議案第 48 号関係資料の多賀城市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表により御説明いたします。

第 1 条及び第 2 条につきましては、県の条例規定例の改正に準じて改正するものでございます。

母子・父子家庭医療費助成制度においては、児童扶養手当上の監護の考えで運用されている実態でございます。現行の条例では、「扶養」と規定しておりますが、「扶養」の表現では、医療保険法や税法上の扶養と誤解されることから、「監護」という表現に改正するとともに、規定の整理を行うものでございます。

第 3 条につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定により、「支援給付を受ける者を助成対象者から除く」と規定するものでございます。

同条第 1 項の第 2 号から、次の 11 ページの、第 4 号までにつきましては、第 1 条及び第 2 条と同様の理由により、「扶養」の表現を「監護」の表現に改正するものでございます。

同条第 2 項第 2 号及び第 3 号につきましては、助成対象者に係る所得制限を規定しております。この所得制限につきましては、改正前の表現では一部不明確な表現を用いていたことから、明確に規定するために、今回、宮城県の条例規定例が改正されましたので、それに準じて改正を行うものでございます。

第 4 条につきましては、助成の内容を規定しております。

次の 12 ページをお願いいたします。

第 4 条第 1 項第 1 号で、入院時の食事療養に係る標準負担額については、助成の対象外としておりますが、これに合わせ、入院時の生活療養に係る標準負担額についても、宮城県の医療費助成の対象外とされており、今回、宮城県の条例規定例の改正が行われたことから、これに準じて改正するものでございます。

それでは、資料 1 の 9 ページをお願いいたします。

附則をごらんいただきたいと思います。

「この条例は、公布の日から施行する」ものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

所得制限なのですが、中身は変わらないのだというふうに理解してよろしいのですか。その表現上が変わったということでもいいのかということなのですが。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

藤原議員のおっしゃるとおり、変更ございません。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

それから、第4条なのですけれども、これは入院しているときの食事代について、今まで助成していたものをやめるという意味なのでしたか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

今回はそういうことではなくて、前々からそれはなかったということでございます。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

「前々からなかった」、これ多賀城は独自に何か、県がやめても助成していたのではなかったかと思うのです。半分ぐらいだったかもしれないのですが。

ですから、たしか県がやめるというときに、「多賀城は続けます」という答弁がたしか保健福祉部長からあって、何年か続けていたはずなのです。それで、ある時期に半分にそれを削ったというふうに私は理解しているのですけれども。ですから、多賀城では半額出していたのではなかったかと思うのですけれども、違いましたか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

多賀城としては、県が一応制度を廃止しましても、多賀城は引き続きやっておりまして、平成 18 年 10 月から廃止をしたということでございます。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 48 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 49 号 多賀城市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 8、議案第 49 号 多賀城市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 49 号 多賀城市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これも中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援

に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、本条例による医療費助成の対象者に関する規定等について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細については保健福祉部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

御説明します。

ただいま市長が御説明いたしたとおり、心身障害者医療費助成制度についても、母子・父子家庭医療費助成制度と同様に、中国在留邦人等帰国促進法により支援給付を受ける者を、助成対象者とししない旨を今回規定するものでございます。

また、宮城県が定める心身障害者医療費の助成に関する条例規定例が改正されましたことから、条例規定例の改正に準じ、字句の改正を行うものでございます。

それでは、資料 2 の 13 ページをお願いいたします。

議案第 49 号関係資料の多賀城市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表により御説明いたします。

第 3 条第 1 項につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定により支援給付を受ける者を、助成対象者から除くことを規定するものでございます。

同条第 1 項第 2 号につきましては、国民健康保険の住所地特例に関する規定でございますが、規定漏れがあったことから、条例規定例の改正に準じ改正を行うものでございます。

同項第 3 号につきましては、後期高齢者医療制度による住所地特例に関する規定が、条例規定例により整備されましたことから、条例規定例に準じ改正するものでございます。

同項第 4 号につきましては、号の番号ずれによるものでございます。

第 4 条につきましては、助成の内容を規定しております。

同条第 1 項第 1 号で、入院時の食事療養に係る標準負担額については、助成の対象外となっておりますので、これに合わせ入院時の生活療養に係る標準負担額についても、宮城県の医療費助成の対象外とされておりますことから、今回、宮城県の条例規定例の改正が行われたことから、それに準じ改正するものでございます。

それでは、資料 1 の 11 ページをお願いいたします。

附則をごらんいただきます。「この条例は、公布の日から施行する」ものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 49 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は 11 時 10 分であります。

午前 10 時 58 分 休憩

午前 11 時 09 分 開議

○議長（阿部五一）

それでは再開をいたします。

日程第 9 議案第 50 号 市の境界変更について

日程第 10 議案第 51 号 境界変更に伴う財産処分に関する協議について

○議長（阿部五一）

日程第 9、議案第 50 号 市の境界変更について及び日程第 10、議案第 51 号 境界変更に伴う財産処分に関する協議についての 2 件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 50 号 市の境界変更について並びに議案第 51 号 境界変更に伴う財産処分に関する協議についてであります。これは、本市の新田字上河原地区を仙台市に編入するため、本市と仙台市の行政境界を変更することを、宮城県知事に対して申請することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるとともに、この行政境界の変更に伴い、同地区に所在する本市の財産を仙台市の所有とする処分を行うことを、本市と仙台市との間で協議することについて、同法の規定により議会の議決を求めます。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それでは、市の境界変更について及び境界変更に伴う財産処分に関する協議についてに關しまして、説明をさせていただきます。

全体の位置関係につきましては、資料No.2 の 14 ページの位置図をごらんいただきたいと思います。

それから、境界変更、それに財産の協議に関する事項につきましては、15 ページの、境界変更概要図をごらんいただきたいと思います。

新田字上河原地区は、公簿面積が 4,644.13 平方メートルで、8 月末現在で 10 世帯、29 人が住んでおります。

この地区は、2 級河川七北田川により仙台市側に分断されている、いわゆる飛び地の地域であります。

現在、新田字上河原地区から本市の他の区域に移動するためには、上流の岩切大橋または田子大橋を渡る必要があるため、他の区域に居住する多賀城市民、例えば、その属する行政区である新田 3 区の住民とのコミュニティーの形成に支障を来し、本市の行政サービスを受ける際にも、不便や不足を感じているものと憂慮しておりました。

このことにつきましては、以前から本市の懸案事項となっておりましたが、住民、地権者等へのアンケート調査や住民説明会等を経て、当該住民、地権者等の意見がまとまり、関係者全員から仙台市への転入に関する同意書を、7 月 17 日に得ることができましたことから、当該区域の住民への円滑な行政サービスの提供と、本市及び仙台市の将来を見据えた上で、望ましい行政界を新たに設定しようとするものでございまして、地方自治法第 7 条第 6 項の規定により議決を求めます。

また、境界変更に伴いまして、仙台市に残ることから、本市所有のごみ集積所、1 筆ですが、多賀城市新田字上河原 51 の 9 で、地目が雑種地、面積が 2.52 平方メートルとなっておりますが、これが仙台市の所有とする財産処分の協議を行うことについて、地方自治法第 7 条第 6 項の規定により議決を求めます。

なお、協議書の案につきましては、資料 1 の 14 ページをごらんいただきたいと思います。

市の境界変更及び境界変更に伴う財産処分に関する協議についての議決が得られますと、仙台市とともに宮城県知事へ当該境界変更の申請を行います。

宮城県では、宮城県議会、12月予定ですけれども、これで議決を得た後に、県知事から総務大臣へ当該申請を行います。おおむね平成21年2月下旬ごろに総務大臣の告示が出され、平成21年4月1日に仙台市への編入の効力が生じることとなる見込みでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。8番森長一郎議員。

○8番（森 長一郎議員）

今回、住民の願いがやっと届くかなというふうな形を迎えるようでございます。当局の御努力にも感謝申し上げます。

ただ、良縁とはいえども、仙台市、受け入れる側で、予測される問題点があればというふうにお伺いしたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（阿部五一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

仙台市の方に編入する際の、今後予想される問題点ということでございますが、現在、その児童・生徒の状況につきましては、本年4月から小学校の児童の方については、岩切小学校の方に既に通学してございます。

それから、なお、中学生の生徒さん3名ございますが、現在、多賀城第二中学校の方に通学してございます。この方々については、その編入後も、多賀城の中学校で卒業して、次の高校受験に備えたいということもございまして、そういうことになってございます。

それから、あと、保育所の方でございますが、これについては、現在、多賀城市内の保育所に通っている子供さんがございますが、これについては、来年4月以降、仙台市の方の岩切にございます保育園の方に通園するということで、今、現在協議中でございます。

そのようなところが問題点なのかと思っております。

○議長（阿部五一）

8番森長一郎議員。

○8番（森 長一郎議員）

一番心配しておりまして、その通学、通園等の問題がございました。なかなか仙台市を除く隣接している地域に関しては、受け入れも条件つきで応諾をいただいている。仙台市の場合はなかなか難しいと。これを解決するためにも、これが必要だったわけでありまして、今、子供たちのその要望が、多分この願いとして聞き入れられているというふうと考えております。

ということで、まず来年の4月以降解決する問題もございませし、協議の中で、ぜひ住民の方々が満足できるような形で進めていただきたいというふうに思います。

○議長（阿部五一）

18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

当該地区で、ここから税収というのは幾らぐらい上がっておったのでしょうか。

それと、それから経費的なもの、川の向こう側ということで、何か特別に経費がかかったかどうか、この2点をまず。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

まず収入の方なのですけれども、税収の見込みなのですけれども、これは固定資産税とか市民税を見ますと、おおむね約200万円程度なのかと思っております。

それから、支出の部分なのですけれども、支出の部分につきましては、道路とか下水道とか上水道の部分につきましては、仙台市の方の部分を使わせていただいているという部分で、実質的なものはかかっておりませけれども、上水道の部分については若干負担金なりを払っているという部分はあると思うのですけれども、特にそういうようなものはございません。

ただ、あとかかっているというのと、ごみとか救急ですか、実質的なものは数字にあらわすことは、ちょっと難しい部分があるのかと思っております。

○議長（阿部五一）

18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

今の御説明では、7月17日に住民の方並びに地権者の方から同意書をいただいたということで、もう仙台市への編入ということは着々と住民の御理解もいただいております。

さて、平成10年なのですけれども、仙台岩切東土地区画整理事業で多賀城市の南宮字青津目も含めた3字ですが、この分が仙台市に編入しているのです。そのときに、6,639.36平方メートルを多賀城市が仙台市と等積ではなくて、減になっている。その後、平成16年に、仙台港背後地土地区画整理事業に伴う行政界の変更というのがまたあったわけでも、そのときは、たしか私の記憶では等積だと思うのです。等積交換。

さて、この上河原なのですけれども、今般4,000平方メートルとなると、約1万平方メートルですか、多賀城市がいわゆる面積が減ってしまうわけなのです。仙台市との協議の中で、この上河原に関して等積交換というものは協議されたのかどうか、話の俎上に上がったのかどうか、ちょっと聞いてみたいのですけれども。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

まず、基本的な部分は、そういう部分があって、従来お話をしてきた中で、なかなかそれが弊害となって進まなかったというのが現状でございました。

それで、私どもの方も、何とかならないでしようかということで、仙台市さんの方にお願いはしてきたのですけれども、やはり仙台市さんからすると、多賀城市だけではなくて、それはいろいろな地域が仙台市に面しているというようなことから、それはなかなか難しいですということで、現在に至っていたという部分がございます。

それで、昨年、やはり首長、それから副市長なりが仙台市といろいろ協議していただいたおかげで、このように話が出てきたものですから、ぜひ地域住民のことを考えて、やはりそれは地域住民のことを思うと、やはり減になるというよりも、地域住民のためだということで、やはり話を進めていくべきなのかと思ひまして、今回こういう形で進めてきたわけでございます。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

経緯はわかりました。まして、そこに実際にお住まいの方の利便というものを考える方が得策であることを、私も当然承知しておるところでございます。

しかしながら、過去においてこういうふうに多賀城市が、これを含めれば約 1 万平方メートル減になるという、確かに今般の上河原の件は、地方交付税算出に用いる面積及び人口には何ら影響ないということは説明会で承知しておるところではございます。

しかしながら、そのように 1 万平方メートル、野球場 1 面になるのか、大体そのくらいの面積になると思うのですけれども、交渉事というのはやはり等積、等価、これを基本にしてやっていただきたいと思ひますので、今後もしこういう、いわゆる市の行政界変更の場合は、特に仙台市の場合は、やはりその辺は念頭に置いて今後は進めていっていただきたいと、これは一つ要望しておきます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

確認しておきたいのですが、今、昌浦議員の質問で、水道と下水道は仙台市の本管を活用して、この地区に供給しているというふうにお聞きしました。それで、たしかこの料金は多賀城の料金で多賀城が徴収しているというふうに記憶しておりますが、現在そうっておりますか。

○議長（阿部五一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

まず上水道でございますが、これにつきましては、平成 15 年当時にここを宅地開発してございまして、仙台市と分水の協定を結んでございます。それで、現在はその協定の期間でございますが、25 年まで一応協定を結んでございます。その中で、設備工事費それから量水器、あと検針手数料等で、当時 360 万円の費用を出してございました。

それから、下水道については、仙台市とのその相互流入協定に基づきまして、雨水については仙台市の市道の側溝に流してございます。それから汚水及び雑排水については、仙台市の公共下水道に接続してございまして、特にその相互協定の中で料金も払っているという状況でございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ですから、その料金は多賀城市に、下水道も多賀城市の料金の算定に基づいて多賀城市に入っていると思うのです。水道もそのようになっていくと思うのです。その確認です。そのようになっていくとは思っているのですけれども、どうですか。

○議長（阿部五一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

上河原地区につきましては、今、総務部次長が言いましたように、分水を受けていまして、それで多賀城市の方で料金はいただいております。そして、仙台市の方には分水費としてお支払いをしていると、こういう状況でございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうしますと、分水のための設備費も一応仙台市に、分水のときに支払いをしているということになりますね。

今度は、仙台市の区域に入るわけですから、この辺の財産の水道なり下水道なりの料金の移管、仙台市に移管する方法、そして多賀城市が負担をした問題、25 年であれば、少なくとも 5 年間残っているわけですね。ですから、そういう問題についての財産のそういうものの費用の換算というものは、どのような交渉になっているのでしょうか。

○議長（阿部五一）

上水道部次長(兼)管理課長。

○上水道部次長(兼)管理課長（中村武夫）

上河原の分水につきましては、施設として当時 2 カ所分、分水のメーター施設をつくっております。その分について、うちの方の財産で、それにつきましては、仙台市の方に最終的に寄附というような形で進められております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

少なくともそういうことであれば、その区域外変更に伴って、そういうものもあるのだということ、提案の中できちんと説明するのが当局の義務ではないかと思うのですけれども、その辺は、水道と総務部との話し合いは十分なされた中での提案なのかということに疑問に思うのですけれども、その辺はどういう連携をとられていたのですか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

ちょっと説明が不足だったということですが、これを進めるに当たりまして、庁内でいろいろとどういう問題点があるのだろうということで、何回か協議を重ねております。

今言ったようなことについても、少しずつ詰めておりまして、最終的には、今、上水道部次長がおっしゃったような形になっていくだろうというようなことも、ある程度は詰めておりましたので、報告させていただきます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ですから、そういうものは総合的に説明をするということは、私は大事だと思うのです。仙台市さんに土地を、住民の利便を図るために、そういうことは私はいいいと思うのです。ただ、それに付随するものはこういうものがあって、こういうものはこういうふうにしていきたいというものを、きちんと提案理由の中で御説明をするのが義務ではないかと思えますし、また議会としてもそれをチェックするのが当然ではないかと思うのですけれども、そういう観点からいくと、もうちょっと説明をきちんとすることが、私は大事ではないかというふうに思います。

今後こういう問題があると思えますけれども、その辺のことをきちんと整理をして、提案することが肝要ではないかと思えます。

この質問を私がしなければ、これはわからないままに、無償譲渡のようでございますけれども、わからないままに進んでいくということになるわけです。

そして、次の議案で、あなた方がやっているごみ集積所、ごみ置き場、悪いですが、2平方メートル程度のものを、こういう議案を出しているのであれば、少なくとも水道のものも、当然そういうものを説明する義務が私はあると思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

その辺については、ちょっと私の方で不足の部分があったかもわかりませんが、今後ともそういうことがないように持っていきたいと思えます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

わかりました。その辺は今後注意してください。

もう 1 点、15 ページの資料で言いますと、多賀城市の境界が七北田川の堤防ののり面なのか、それとも七北田川の川の中央地点なのか、この辺が明確になっておりませんが、その辺はどういうことになるのかお伺いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

今回の編入に伴いましてのその境界でございますが、七北田川の、現在、自転車専用道がございます。堤防ですが、その堤防ののり下が境界点ということで確認させてもらっております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうすると、堤防の落ちた地点、のり面の一番落ちた地点、ですから川の水の流れているちょうどその地点ということでよろしいのですか。そういう解釈ですか。

○議長（阿部五一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

そのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

16 番根本朝栄議員。

○16 番（根本朝栄議員）

この問題につきましては、以前、相澤議員も一般質問を通しまして、この子供たちの安全確保をしてほしいという、そういう質問がございました。

このたびは、収入が 200 万円ぐらいあると、そしてまた 4,600 平方メートルもの土地を仙台市に譲渡するという、もう涙ぐましいといえますか、本当に何といえますか、市長の英断というのは非常に私は高く評価していいのではないかとこのように思います。

やはり小学生や中学生、あるいは隣近所が全部仙台市だと、こういう状況の中で、そこで生活する多賀城市民の皆様というのは、非常にやはり大変だったのではないかとこのように思います。そういう意味では、このたびの英断を高く評価をさせていただきたいと思います。

そこで、問題なのは、これからなのですけれども、多賀城市と仙台市はあらゆるところで境界境がございます。先ほど昌浦議員からもお話がございましたけれども、さまざまなことで協議がいろいろ出てくる場面も想定されますし、また、土地の関係においても、さまざま話し合いをしなければいけないことも出てくる、いろいろなことが出てくると思いますが、仙台市さんで忘れる場合もあるのです。こういう多賀城市が譲渡したと。ぜひ本市の方では常にこのことを思いながら、何か協議のあるときには、多賀城にメリットもある交渉をしていかなければいけないとこう思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

そのことにつきましては、ケース・バイ・ケースということもあるとは思いますが、やはり多賀城市と仙台市は接しているわけですから、今後いろいろな事例が発生してくると思いますが、そういう部分も念頭に入れながら考えていきたいと思えます。

○議長（阿部五一）

13 番吉田瑞生議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

ただいまの根本議員の質問とも関連するのですけれども、せっかくここまで積み上げてきた協議の成果が、両市の首長さん方が直接話し合うというテーブルが築かれたということは、大いにこれは財産にしていかなければならないと思うのです。

特に、仙台市と隣接している課題については、日常生活の面で見ると、水路の整備の課題があるのです。かなり未整備の案件があって、これをどのように整備していくかということは、大変重要なテーマになっていて、各地区でもよく話題になる案件なのです。

ですから、この際、首長同士での、改めてそれらのことについても話題にさせていただいて、ケース・バイ・ケースという話もありましたけれども、随時協議できるようなテーブルを築くことについて緒につけるといって、政治的なテーマとしてもぜひ扱っていただけるように努力を願いたい、要望しておきます。

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより各議案ごとに採決をいたします。

まず、議案第 50 号 市の境界変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号 境界変更に伴う財産処分に関する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 52 号 多賀城市土地開発公社定款の変更について

○議長（阿部五一）

日程第 11、議案第 52 号 多賀城市土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 52 号 多賀城市土地開発公社定款の変更についてであります。これは多賀城市土地開発公社定款の変更について、宮城県知事の認可を受けるべく、公有地の拡大の推進に関する法律第 14 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それでは、資料 2 の 16 ページをお開きいただきたいと思います。

多賀城市土地開発公社定款変更の新旧対照表で説明をさせていただきます。

今回の公社の定款の変更ですが、これまで民法第 59 条の規定を準用しておりました公社監事の職務及び権限については、同法の改正に伴い、この規定が削除され、新たに公有地の拡大の推進に関する法律の中に規定されたことから、この公有地の拡大の推進に関する法律の中に、平成 20 年 12 月 1 日施行予定になってはいますが、ここに規定されたことから、公社定款の規定を変更するものでございます。

初めに、第 8 条第 4 項ですが、「民法（明治 29 年法律第 89 号）第 59 条」を、「公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号。以下「法」という。）第 16 条第 8 項」に改めるものでございます。

続きまして、第 18 条第 1 項第 1 号ア中、「公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）」、これを「法」に改めるものでございます。

以上が今回の定款の改正でございます。

次に、資料 1 の 15 ページをお開き願いたいと思います。

2 の、変更の期日でございますけれども、この定款は、「宮城県知事の認可のあった日」とするものでございます。これにつきましては、土地開発公社定款の変更は、公有地の拡大の推進に関する法律第 14 条第 2 項の規定により、設立団体の議会の議決を得て、知事の認可を受けなければその効力を生じないとされておりますことから、宮城県知事の認可の日から施行するものと規定したものでございます。

なお、当該定款の改正につきましては、平成 20 年 8 月 11 日に開催されました、多賀城市土地開発公社平成 20 事業年度第 2 回理事会において原案どおり可決されております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 52 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 53 号 市道路線の変更について

日程第 13 議案第 54 号 市道路線の認定について

○議長(阿部五一)

この際、日程第 12、議案第 53 号 市道路線の変更について及び日程第 13、議案第 54 号 市道路線の認定についての 2 件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 53 号 市道路線の変更について並びに議案第 54 号 市道路線の認定についてであります。これは多賀城駅周辺土地区画整理事業等の進展により、多賀城駅周辺地区の道路形態が完成してきていることから、道路管理に万全を期するため、現在の市道路線を変更するとともに、新たな市道路線を認定したいので、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(阿部五一)

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長(佐藤正雄)

それでは御説明を申し上げます。

本議案は、多賀城駅周辺土地区画整理事業の関連でございまして、同地区及びその周辺において電線共同溝工事により無電柱化を施工するため、次の議案第 54 号の市道路線の認定と関連する市道の変更をお願いするものでございます。

それでは、まず初めに、資料 2 の 17 ページをお開き願います。

初めに、図面の説明につきましては、起点が丸印で、終点が矢印ということになっておりますので、このようにごらんいただきたいと思います。

それでは、まず初めに、路線番号 8 番の田中線の変更前につきましては、起点が高崎の化度寺の西側でございまして、これから JA 多賀城の前を通りまして、終点が現在の留ヶ谷踏切の北側になってございます。

次の 18 ページをお願いいたします。これは田中線の変更後でございますが、起点は変わりませんが、終点が変わりまして、農協の前となります。これは区画整理のちょうど区域界ということになります。

次の、19 ページでございますが、これは終点部を拡大したものでございまして、点線部分が変わりにより廃止されるという内容でございます。

次に、20 ページをお開き願います。

路線番号 9 番の留ヶ谷線の変更前でございますが、これは起点が現在の駅前駐輪場の出入り口から、終点が塩竈市の行政界となっているものでございます。

21 ページが変更後でございますが、起点が変わりまして、起点を駅前の駐輪場前から八幡橋の南側まで延伸するものでございます。

次の、22 ページをお開き願いたいと思いますが、これが起点部を拡大したものでございまして、点線部分が、変更によりまして県道多賀城駅停車場線と重複して、新たに留ヶ谷線となる部分でございます。これは鎮守橋の無電柱化のための道路管理者ということで、県道の道路管理者の県と協定を結んで、役割分担するという内容でございます。

次の 23 ページをお開き願います。

これは、路線番号が 72 番の大土手線の変更でございますが、これは起点が留ヶ谷線と接続する箇所で、生協とそれから多賀城小学校の南側を通りまして、終点が国道 45 号に接続する箇所でございます。

次の 24 ページをお願いいたします。大土手線の変更でございますが、東西方向の都市計画道路高崎大代線まで、これで分断されますので、ごらんのとおり、新たにできる高崎大代線まで変更するものでございます。

次に、25 ページでございますけれども、路線番号 270 番、旭ヶ岡新田中線の変更前でございますが、これは文化センターから、ちょうど区画整理区域の東側ですけれども、この山をくわってきて、子育てサポートセンターの東側、これが起点になりまして、終点は留ヶ谷線ということで、現在の駅前の区画整理区域前になります。

26 ページをお願いいたします。これの変更でございますが、これは終点部が一部変わります。留ヶ谷線と接続していたものを、次に御説明します、新設する多賀城駅北線に接続するものでございます。

以上、4 路線が変更でございます。

続いて、議案第 54 号関係の市道路線の認定でございます。

これは先ほどお話ししましたように、駅周辺地区において電線共同溝の工事を施工するために、関連する道路とあわせまして、他の区画道路等の認定をお願いするものでございます。

それでは 27 ページをお願いいたします。

まず、電線共同溝として、無電柱化する路線といたしまして、まず多賀城駅北側の路線番号 772 番の多賀城駅北線、これはちょうど今、仮設で工事している、ちょうど農協から入った部分の道路でございます。

それから、砂押川方面の 782 番の駅周辺 4 号線、これはちょうど旧やなぎやの後ろでございます、歩行者専用道路になります。

それから、783 番の多賀城駅前 2 号線、これは現在の駅前広場から延伸して、高崎大代線へ結ぶ道路でございます。

この 3 路線でございます。

また、あわせまして、幹線道路といたしまして、ちょうど今の多賀城生協の北側から 45 号線に至る、路線番号 789 番の高崎大代 4 号線ということで、現在の道路を延伸する部分でございます。

その他区画道路といたしまして、市役所南側の、まず路線番号 774 番の駅周辺 1 号線、これは現在、ちょっと史都中央通線とのぶつかり目なのですが、一部築造してございます。それから 775 番の駅周辺 2 号線、これは現在仮設でもう建物が建ってございます。次に 784 番の駅周辺 5 号線、それから 786 番の駅周辺 6 号線の計 6 路線でございます。

次に、歩行者専用道路といたしまして、まず市役所南側の路線番号 773 番の史都中央通線、それから多賀城駅北側で、これは連立側道となっております 777 番、これが史都西通線、同じく東側ですが、778 番の史都東通 1 号線、さらに東側に行きまして、同じく 779 番の史都東通 2 号線でございます。さらに、生協の東側から国道 45 号方面におきまして、路線番号が 785 番の学校通 1 号線、さらに 787 番の駅周辺 7 号線、それから 788 番の駅周辺 8 号線、さらに 791 番の学校通 2 号線、792 番の駅周辺 9 号線でございます、これらが歩行者専用道路で、計 9 路線でございます。

次に、28 ページをお願いいたします。

これは、区画道路といたしまして、ちょうど東田中踏切から志引方面の方に現在仮線の用地として使われている道路でございますけれども、これを路線番号 776 番の駅西小路線ということで指定したいと、このように考えております。

次に、29 ページをごらん願います。

同じく区画道路といたしまして、多賀城小学校南側に位置します路線番号 790 番、これは一部連立側道でございますけれども、これが学校西小路線でございます。

以上、合計 21 路線の市道認定をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

何だかさっぱり……。一つだけ、ちょっと見て疑問に思ったので、789 番高崎大代 4 号線、これは既に高崎大代線というのがありますね。ここのところだけなぜ 4 号という名称にし

たのか。少なくとも高崎大代線の延長路線でよかったのではないのかというふうに思うのですけれども、どういう理由でそのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

高崎大代線につきましては、築造年度で高崎大代 1 号線、2 号線、3 号線というぐあいに西側の方に延びていってございます。ですから、今回築造する部分が 4 番目ということで、高崎大代 4 号線ということございまして、都市計画道路名はおっしゃるとおり 1 路線で、高崎大代線でございます。市道認定をかけた場合には、築造年度に合わせて 1 号線、2 号線、3 号線という形で供用開始しておりますので、今回、4 号線でお願いしたいということでございまして、実はこの路線認定につきましては、道路を管理する場合、こま切れにした方がいいのか、1 路線でやった方がいいのかということで、実は議論しました。その中で、管理する側としては、築造年度ごとに分けた方が、道路を管理するには管理しやすいということで、今回 4 号線ということをお願いしたものでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうしますと、市役所の北側になりますか、こちらの方の、いわばサポートセンターの通りですが、あそこはまだ完成していませんね。そうすると、あそこを 3 号線というぐあいに位置づけるということですか。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

今の子育てサポートセンターの前ですね、あの部分が築造されれば、西側に 1 号線、2 号線、3 号線と書いていますので、多分、今回 4 号線、その間が拡幅されれば 5 号線という形になって、実際には、次に変更する場合に、名称は管理しやすいように分けざるを得ないのかと、このようには考えております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

いいのですよ、太郎、花子と、名前をどうつけてもいいのですけれども、少なくとも西側からつけてきたら、西側から順次つけていかないで、4 号と、今度 5 号でこちらに来るといふ路線はないのではないですか、市道で。

都市計画街路で来ているのですよ、市道でなぜこちらに来て、こっちという、少なくとも、今、買収をかけて事業を進めようとしているわけですね、今。そうであれば、それが想定されるのですから、道路管理する建設部としても、少なくともそういうつけ方をしてくるのが道理ではないかというふうに私は思うのです。ここを手をつけていないなら、私は何

も言いませんけれども、これつけているわけですから、つけなければ、あの駅前の大代線もボトルになって、利用価値が少なくなってくるわけです。そのために関連して事業をやっているわけですね。現実として。

そうであれば、名前のつけ方もそういうものも想定して、私はつけるべきではないのかというふうに思います。どうしても事務方でこうするのだと言うのであれば、私はあえて言いませんけれども、管理上からいったらそれが当たり前ではないのかと。市民の目線からいってもそれが当たり前ではないかというふうに私は思います。その辺の私の意見について、どのように御理解をされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

おっしゃるとおりでございます。現在、子育てサポートセンターの前は供用開始しておりますので、別の名称を使ってございますので、全体的にでき上がった場合に、やはり道路管理者としてしやすいように区切って、名称を変更していきたいとこのように考えております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

それから、774番、775番、773番、多分773番を市道にしたので、774番がここで迂回ができるから、市道認定ということになったのではないかと思います。

ただし、775番、これが迂回道路がなければ、市道認定ということは、我々今までいろいろ市道にしてくださいということになると、幅員はあるけれども、何メートル置きですから迂回をつくってくださいとかいろいろあるのですけれども、これはどういう視点で775番が認定に今回浮上したのか、その理由をお聞かせください。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

775番につきましては、774番からの延伸なのですけれども、773番の歩行者専用道路で切れるということで、1路線に分けてございます。

なお、775番については、転回広場等を設けて設置するというところでございますので、これが迂回路のかわりになるだろうということでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうすると、775番については、8.8メートルの幅員がありますけれども、2.8メートルの転回道路をつけると、そういうことで設計しているということによろしいのですか。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

そのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうすると、773 番、これについては市道認定されるわけでございますが、これも現段階では行きどまりですけれども、行きどまりになっておりますね、現段階では。これも暫定的には転回をつけて、認定にしておくということなののでしょうか。それとも、この市役所の通りまで全部幅員を確保するという前提でしょうか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

先ほども御説明しましたけれども、773 番は、将来的には幅員 9 メートルの歩行者専用道路でございます。現在は暫定的に供用、利便施設として使っているという内容でございます。773 番につきましては、27 ページに表示されているように、先ほどお話ししました高崎大代線まで歩行者専用道路として結ぶということで、文化センター等へ向けての道路という計画でございます。

○議長（阿部五一）

質問ありますか。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

資料 2 の 22 ページの、留ヶ谷線の関係です。たしか、私の記憶ですと、45 号線から踏切のところまで県道多賀城駅前線とかというふうになっていたと思うのです。まず、その事実確認をお願いしたいのですけれども。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

県道部分は、今、駅前広場、駐輪場の前に旧、駅前広場をつくる前の入り口、駅前広場、駅舎の入り口の通路がございまして、そこまでが県道多賀城駅前線という内容でございます。先ほどお話ししたように、約、今の駐輪場の建物の南側ぐらいが県道敷だということでございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

要するに、22 ページの、旧留ヶ谷線の起点のところまでが、45 号線から県道だったということですね。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

そのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

それで、先ほど、協定で役割分担とか言っていたのです。例えば、八幡橋というのは県道だから、あれは県がつくったのでしょうか。多賀城はお金を出していませんね。負担金とかという形では出していると思うのですけれども、県道ですから、県事業としてやったと思うのです。

なぜ、わざわざその県道だったところを、市道に振りかえる必要があるのかということが、私は疑問なのです。その理由をちょっと説明してほしいのですけれども。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

おっしゃるとおり、八幡橋は県道でございます。今回、市道認定を重複させた理由は、八幡橋部分の無電柱化を図るということで、八幡橋そのものは、もう最初から橋梁に添架した形で、共同溝で入ってくるという部分の市道認定ということが必要でございますので、その部分で、道路管理者が実際に占有者と協議しなければならないものですから、多賀城市がその部分で道路管理者として管理するという内容でございます。

なお、橋梁等につきましては、実際には県の管理でございますので、多賀城市がやっても、県の方とまた再協議しなければならないという内容は残っております。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

重複認定ということですね。県道を解除するわけではないのだと。その無電柱化の管理上、市道にも重複認定して、市がその管理責任を負うのだというふうに理解していいのですね。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

そのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

この件はわかりました。

それから、資料 2 の 29 ページなのですが、これまで市道大土手線と言っていたものを、高崎大代線を境にして分けるということですね。

そして、今回新たに学校西小路線として認定するということになるようなのですが、要するに、多賀城小学校の正門入り口のところからその踏切のところまでの旧市道は、どういう扱いになるのかと。どういう形状として今後、利用を想定されているのかと。今のままなのか、その辺ちょっと説明してほしいのですけれども。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

管理だとか形状については、現在のまま処置する予定でございますけれども、区画整理事業が区域界がちょうど学校前の歩道と車道の部分の、車道部分を区画整理の区域界としてございます。

したがって、今の歩道部分は、あれは学校用地に学校側が児童のための通路としてつくったということでございますので、管理上、問題はないのですけれども、将来的には、この歩道部分については、学校の通学児童用の通路として残るという内容でございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

市道ではなくなっても、当然、管理責任は多賀城市が持つのだということで、確認してよろしいですね。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

そのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

それから、資料1の18ページなのですが、772番の多賀城駅北線、資料2で言うと27ページになるのですが、この多賀城駅北線、現況ではまだ建物が建っていますね。建っていませんか。地権者と話し合いはうまくいっているのですか。私、何かもめているときにこれを認定してしまうのに、ちょっと抵抗があるのですけれども、うまくいっているのだら、それで何も私は言わないのですけれども。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

現在も協議中でございます。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

協議中なのに、あえて、何と申しますか、市道認定するということが、その協議の障害になるということはないのか、そういう懸念を私は持っているのですけれども、その点については当局の見解はいかがですか。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

事業の方が、電線共同溝については、もう道路管理者として、地下埋設のケーブル、何と申しますか、こういうキャブを入れなければならないものですから、市道認定は避けて通れないという部分がございます。

それから、市道認定をかけること自体よりも、区画整理事業の事業計画の中で、この部分が事業認可を受けているという部分と、これは別な意味では都市計画決定されておりますので、単に市道認定をかけたから云々というのではなくて、その前の都市計画決定と、それからその事業認可というものを受けてございますので、何ら支障にならないだろうとこのように判断しております。

○議長（阿部五一）

藤原議員、いいですか。（「大丈夫ですね」の声あり）

ほかにありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより各議案ごとに採決をいたします。

まず、議案第 53 号 市道路線の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから休憩をいたします。再開は午後 1 時であります。

午後 0 時 11 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

それでは再開いたします。

日程第 14 議案第 55 号 平成 19 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について

日程第 15 議案第 56 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計決算の認定について

○議長（阿部五一）

日程第 14、議案第 55 号 平成 19 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について及び日程第 15、議案第 56 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計決算の認定についての平成 19 年度多賀城市各会計決算の認定についてを一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長の説明を求めます。

○市長（菊地健次郎）

議案第 55 号の平成 19 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、また、議案第 56 号の平成 19 年度多賀城市水道事業会計決算は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

次に、一般会計及び各特別会計について、会計管理者の説明を求めます。

○会計管理者(兼)会計課長（本郷義博）

それでは、平成 19 年度多賀城市一般会計決算及び特別会計決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の資料 3 の 1 ページ、2 ページを見開きの状態でごらん願います。

平成 19 年度多賀城市会計別決算総括表により説明をさせていただきます。

なお、説明の中で申し上げます前年度との比較の数値は、資料 8 の 59、60 ページの、会計別決算総括表に記載しておりますので、参照いただきたいと思います。

それでは、先ほどの資料 3 の 1、2 ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、一般会計について御説明申し上げます。

A 欄をごらん願います。予算現額 182 億 1,718 万 6,500 円に対しまして、B 欄の歳入決算額は 177 億 1,064 万 4,352 円で、その収入率は、2 ページの右から 2 列目になりますが、97.22%となっております。前年度決算額との比較では 1,877 万 7,488 円の減額で、率にいたしますと 0.11%のマイナスとなっております。

また、収入の主なものといたしましては、市税が 80 億 8,606 万 2,533 円で、収入全体の 45.7%となっております。次いで地方交付税が 28 億 7,729 万 6,000 円、国庫支出金が 18 億 6,616 万 6,899 円、その他市債や県支出金となっております。

一方、歳出でございますが、C 欄をごらん願います。歳出決算額は 174 億 5,109 万 8,322 円で、予算現額に対しての執行率は、右端の欄になりますが、95.79%であります。これも前年度決算額と比較いたしますと、1 億 3,780 万 7,849 円の減で、率にいたしますと 0.78%のマイナスとなっております。

これによりまして、D 欄の差引残額は 2 億 5,954 万 6,030 円となりまして、その内訳は、備考欄に記載のとおり、繰越事業費繰越額は 8,241 万 8,800 円、基金繰入額が 8,900 万円、さらに翌年度繰越額として 8,812 万 7,230 円にそれぞれ措置をさせていただくものであります。

なお、繰越事業費繰越額 8,241 万 8,800 円につきましては、去る 6 月の第 2 回定例会において御報告申し上げました内容と同一でございます。繰越明許費繰越額及び事故繰越繰越額となっております。

次に、国民健康保険特別会計決算について御説明申し上げます。

A 欄の予算現額 55 億 2,053 万 3,000 円に対しまして、B 欄の歳入決算額は 53 億 8,325 万 3,903 円で、対予算現額に対する収入率は 97.51%であります。これも一般会計と同様の見方をしますと、前年度決算額との比較は 4 億 9,632 万 6,932 円の増で、率にいたしますと 10.16%の伸びとなっております。

なお、主な収入のうち、保険税は 16 億 7,897 万 6,287 円で、その構成率は 31.2%となっております。その他の収入については、国庫支出金で 13 億 4,072 万 7,738 円、療養給付費交付金で 12 億 2,065 万 4 円、次いで共同事業交付金、繰入金等となっております。

歳出につきましては、C 欄の歳出決算額が 53 億 7,249 万 8,424 円で、予算現額に対し執行率は 97.32%となっております。これも前年度決算額と比較いたしますと、5 億 9,601 万 6,756 円の増で、率にいたしますと 12.48%の伸びとなっております。

これにより、D 欄の差引残額は 1,075 万 5,479 円となりまして、その内訳は、備考欄に記載のとおり、基金繰入額 600 万円、翌年度繰越額として 475 万 5,479 円にそれぞれ措置をさせていただくものであります。

次に、老人保健特別会計決算について御説明申し上げます。

A 欄の予算現額 39 億 9,442 万 4,000 円に対しまして、B 欄の歳入決算額は 39 億 2,821 万 8,652 円で、収入率は 98.34%となりました。これを前年度の決算額と比較いたしますと 8,779 万 1,161 円の増で、率にいたしますと 2.29%の伸びとなっております。

また、収入の主なものは、支払基金交付金が 21 億 656 万 4,000 円、国庫支出金で 12 億 2,957 万 3,778 円、それに県支出金や繰入金等であります。

一方、歳出では、C 欄の歳出決算額が 39 億 2,241 万 6,652 円で、予算現額に対する執行率は 98.20%で、これも前年度の決算額と比較いたしますと 9,675 万 6,161 円の増で、率にいたしますと 2.53%の伸びとなっております。

これにより、D 欄の差引残額は 580 万 2,000 円となりまして、これは備考欄記載のとおり、全額翌年度へ繰り越しをするものであります。

次に、介護保険特別会計の保険事業勘定について御説明申し上げます。

A 欄の予算現額 24 億 333 万 2,500 円に対しまして、B 欄の歳入決算額は 23 億 4,680 万 3,537 円で、その収入率は 97.65%となっております。これを前年度の決算額と比較いたしますと、1 億 4,333 万 4,106 円の増となり、6.50%の伸びとなっております。

その収入の主なものは、保険料で 4 億 9,878 万 3,782 円、それに支払基金交付金が 6 億 6,486 万 7,000 円や、国庫支出金、県支出金、繰入金等であります。

一方、歳出関係では、C 欄の歳出決算額が 23 億 4,341 万 4,019 円、予算現額に対しまして執行率が 97.51%となっております。これも前年度の決算額と比較いたしますと、2 億 1,318 万 2,437 円の増で、率にいたしますと 10.01%の伸びとなっております。

これにより、D 欄の差引残額は 338 万 9,518 円となりまして、備考欄に記載のとおり、全額基金へ繰り入れの措置をさせていただくものであります。

次に、介護保険特別会計の介護サービス事業勘定について御説明を申し上げます。

A 欄の予算現額 267 万 3,000 円に対しまして、B 欄の歳入決算額は 288 万 4,000 円で、その収入率は 107.89%となりました。これを前年度の決算額と比較いたしますと、146 万 3,416 円の減となり、33.66%のマイナスとなっております。

また、歳出関係では、C 欄の歳出決算額が 192 万 525 円で執行率は 71.85%となっております。これも前年度の決算額と比較いたしますと 242 万 6,891 円の減で、率にいたしまして 55.82%のマイナスとなっております。

これにより、D 欄の差引残額は 96 万 3,475 円となりまして、これは備考欄記載のとおり、全額翌年度へ繰り越しをするものであります。

次に、下水道事業特別会計について御説明申し上げます。

A 欄の予算現額 47 億 3,641 万 7,000 円に対しまして、B 欄の歳入決算額は 44 億 9,433 万 1,293 円で、その収入率は 94.89%となりました。

その収入の主なものでございますが、使用料及び手数料で 9 億 889 万 2,090 円、繰入金 12 億 9,934 万 5,001 円、市債が 15 億 9,610 万円、その他国庫支出金等となっております。

次に、歳出では、C 欄の歳出決算額が 44 億 9,421 万 236 円で、予算現額に対しまして執行率は 94.89%となっております。

これによりまして、D 欄の差引残額は 12 万 1,057 円となりまして、これは備考欄記載のとおり、全額翌年度へ繰り越しをさせていただくものであります。

以上、一般会計、特別会計の合計が、A 欄の予算現額 348 億 7,456 万 6,000 円に対しまして、B 欄の歳入決算額は 338 億 6,613 万 5,737 円で、その収入率は 97.11%となっております。これを前年度の決算額と比較いたしますと、52 億 154 万 2,588 円の増で、率にいたしますと 18.15%の伸びとなっております。

一方、歳出につきましては、C 欄の歳出決算額が 335 億 8,555 万 8,178 円で、予算現額に対しましての執行率は 96.30%で、前年度の決算額と比較いたしますと 52 億 5,993 万 850 円の増で、率にいたしますと 18.57%の伸びとなっております。

次に、恐れ入りますが、資料 5 の 81 ページをお開き願います。

こちらは、公有財産の総括表でございます。この表には、土地、建物、そして物権等その他の財産について集計し、記載しております。

次の、83 ページから 86 ページにつきましては、土地及び建物について、それぞれの使用目的の区分に応じ記載しております。

また、87 ページから 95 ページまでは、物権、無体財産権、出資による権利及び物品について記載しております。

次の、96 ページから 99 ページについては、債権及び基金について記載しております。

最後の 100 ページにつきましては、土地開発基金の運用状況についての報告書を記載しておりますので、ごらん願いたいと存じます。

以上をもちまして、平成 19 年度一般会計並びに各特別会計の決算につきまして、その概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、決算事項別明細書等によりまして、関

係課長等が御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

次に、水道事業会計について、水道事業管理者の説明を求めます。

○水道事業管理者（板橋正晃）

それでは、資料3の35ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度多賀城市水道事業会計決算の概要について、決算報告書に基づき御説明申し上げます。

まず、(1)の、収益的収入及び支出の方から御説明申し上げます。

収入で、第1款水道事業収益、予算額合計が、これは36ページの左側になりますけれども、20億7,765万8,000円に対しまして、決算額20億6,411万2,663円で、予算額に比べまして1,354万5,337円の減額となっております。収入率は99.35%でございます。

次に、支出でございます。第1款水道事業費用の予算額合計が19億8,938万7,000円に対しまして、決算額19億5,235万493円となっております。不用額が3,703万6,507円で、執行率98.14%でございます。

次のページをお願いします。

(2)の、資本的収入及び支出でございます。

まず、収入であります。第1款資本的収入で、予算額合計、これも38ページの左側になりますが、2億6,379万7,000円に対して決算額2億6,080万9,862円で、予算額に比べまして298万7,138円の減額となっております。収入率98.87%でございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出におきましては、予算額合計が6億6,208万4,000円に対し決算額6億5,692万5,136円で、不用額515万8,864円で、執行率99.22%でございます。

その結果、欄外に記載されておりますけれども、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は4億717万4,671円となりまして、その補てん財源といたしましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,205万1,635円、当年度損益勘定留保資金2億5,837万5,846円及び建設改良積立金1億3,674万7,190円で補てんしております。

なお、収入の欄の下から3行目になりますけれども、第3項に、水資源開発負担金の決算額1,105万9,397円は、別途積み立てをしております。

次に、39ページの方をお願いします。

これは、平成19年度多賀城市水道事業損益計算書でございます。

下から3行目でございます。先ほど御説明いたしました収益的収入及び支出の結果、当年度純利益は9,984万1,812円となっております。これに前年度からの繰越利益剰余金2億573万4,487円を加えまして、当年度未処分利益剰余金3億557万6,299円となっております。

次に、41ページをお願いいたします。

このページの下、3 でございます。平成 19 年度多賀城市水道事業剰余金処分計算書（案）でございますが、ただいま申し上げました当年度未処分利益剰余金 3 億 557 万 6,299 円の処分計算書（案）でございます。処分類は、減債積立金に 5,000 万円、建設改良積立金に 1 億円、合わせまして 1 億 5,000 万円を積み立て処分いたしまして、翌年度繰越利益剰余金として 1 億 5,557 万 6,299 円を繰り越すという内容のものでございます。

以上が、平成 19 年度多賀城市水道事業会計決算の概要でございます。

詳細につきましては、決算関係資料によりまして御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

この際、監査委員から監査の報告を求めます。代表監査委員。

○監査委員（菅野昌治）

監査委員の菅野でございます。皆様の御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 19 年度の各会計決算及び基金運用状況について審査をしたので、その概要を御報告いたします。

市長から審査に付された一般会計、特別会計決算書及びその附属書類並びに基金運用状況報告書が、法令に基づいて調製されているか、また、水道事業会計決算書及びその附属書類は法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうか、かつ、計数は会計管理者及び関係部局の所管する諸帳簿、証ひょう書類と符合しているかを照合するとともに、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、事務事業は経済的かつ効果的に行われているか、また、基金については設置目的に沿って、効率的に運用されているかなどに主眼を置き、例月出納検査及び定期監査の結果をも参考としながら、必要の都度、関係職員の説明を聴取するなどの方法により実施しました。

その結果、審査に付された一般会計、特別会計、水道事業会計決算書及びその附属書類並びに基金運用状況報告書は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状況は適正に表示しているものと認めました。

まず、一般会計、特別会計の決算内容を見ると、決算規模は、歳入で 338 億 6,613 万 5,737 円、歳出で 335 億 8,555 万 8,178 円となっている。

次に、決算収支を見ると、一般会計では、形式収支で 2 億 5,954 万 6,030 円、実質収支で 1 億 7,712 万 7,230 円の黒字となっており、単年度収支で 1 億 5,639 万 61 円、実質単年度収支においても 1 億 5,990 万 6,392 円の黒字であり、特別会計では、形式収支、実質収支とも 2,103 万 1,529 円の黒字となっているが、単年度収支で 1 億 6,924 万 3,123 円、実質単年度収支で 2 億 2,773 万 2,700 円の赤字となっている。

また、下水道事業は、平成 18 年度に企業会計に移行したものの、平成 19 年度は再度特別会計に移行しており、わずか 1 年という短いサイクルで会計方式の変更を行うことは、継続的な財政指標等の比較ができないばかりではなく、決して効率的な行政運営とは言えないことから、会計方式の変更については、慎重な判断に基づいて行わなければならないものと考えます。

財政状況を、普通会計において分析すると、財政力指数は年々上昇し、経常収支比率、公債費比率は平成 17 年度以降、改善傾向を示しているものの、財政構造の弾力性の目安とされている数値をそれぞれ超えている。

また、歳出総額に占める義務的経費の比率、義務的経費に充てた一般財源の一般財源総額に対する割合等についても、悪化傾向を示す指標が多いことは、国による三位一体の改革の影響もあり、当局の財政健全化に対する苦勞と努力については評価をするところではある。

しかしながら、財政構造の弾力性が低下し、硬直化が進んでおり、経済の変動や財政需要の増嵩に耐え得るだけの体質ではないと言わざるを得ません。

次に、水道事業会計について見ると、当年度の事業収益は 19 億 6,994 万 649 円であり、前年度に比べ受託工事収益などが増加したが、給水収益、加入金、他会計補助金、他会計負担金などが減少したことにより、2,290 万 1,142 円の減となっている。

一方、事業費用は 18 億 7,009 万 8,837 円であり、前年度に比べ原水及び浄水費、支払利息及び企業債取扱諸費、その他特別損失が減少したが、配水費、受託工事費、業務費、総係費などが増加したことにより、1 億 6,777 万 5,753 円の増となっている。

その結果、当年度の純利益は 9,984 万 1,812 円となり、前年度繰越利益剰余金 2 億 573 万 4,487 円と合わせた、当年度末処分利益剰余金は 3 億 557 万 6,299 円となった。

したがって、現状において、水道事業会計は健全な財政運営が維持されていると見受けられるが、企業債に係る支払利息の事業費用に占める割合は 11.11%と依然大きいことに加え、企業債償還に係る元金償還のピークを迎えようとしており、さらに、施設の老朽化への対応や災害発生時における飲料水、生活用水等を、迅速かつ的確に供給するための費用の増大が見込まれている。

今後にあっては、事業の安定経営を図るため、的確な事業計画や資金計画の構築、コスト意識の徹底、事業執行の一層の効率化等、経営の合理化には十分配慮し、水の安定供給に努められるとともに、健全な企業運営に一層努力されるよう望むものであります。

以上が、平成 19 年度決算審査の概要であります。

なお、詳細については、平成 19 年度多賀城市各会計決算及び基金運用状況審査意見書をごらん願います。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。議案第 55 号及び議案第 56 号の平成 19 年度多賀城市各会計決算の認定については、委員会条例第 6 条の規定により、21 人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案については、21 人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、全議員21人を指名いたします。

日程第16 報告第5号 平成19年度決算に基づく健全化判断比率について

日程第17 報告第6号 平成19年度決算に基づく資金不足比率について

○議長（阿部五一）

この際、日程第16、報告第5号 平成19年度決算に基づく健全化判断比率について及び日程第17、報告第6号 平成19年度決算に基づく資金不足比率についての2件を一括議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

（局長 報告朗読）

○議長（阿部五一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第5号の平成19年度決算に基づく健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、また、報告第6号の平成19年度決算に基づく資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては市長公室長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

それでは、報告第5号の平成19年度決算に基づく健全化判断比率並びに報告第6号の平成19年度決算に基づく資金不足比率につきまして、御説明を申し上げます。

お手数でございますけれども、資料8の議案関係資料の25ページをお願いいたします。

まず、(1)の、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の趣旨でございますけれども、この法律は、これまでの地方公共団体に関する財政再建制度が、普通会計を中心にした収支の指標のみで、将来の負債等に係る財政状況が明らかになっていない、また、早期の是正機能を有していない、さらに、わかりやすい財政状況の開示が不十分等の課題を残していたことを踏まえ、財政の健全性を判断する新たな指標の整備と情報開示の徹底、自主的な改善努力による財政の健全化、また、国等の関与による確実な再生の仕組みが法制化されたものでございます。

終局的には、地方公共団体の財政の早期健全化に資することを目的としているものでございます。

今回、この法律に基づき御報告を申し上げた財政の健全性を判断する新たな指標は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに資金不足比率でございますが、それぞれの指標の対象範囲を図解いたしますと、(2)の、健全化判断比率等の対象のとおりとなるものでございます。

まず、実質赤字比率でございますが、これは一般会計と特別会計の一部、多賀城市におきましては、老人保健特別会計のうち、老人医療費適正化対策事業分がこれに該当いたしますが、それらを合計した会計、すなわち普通会計がその対象となるものでございます。

次に、連結実質赤字比率でございますが、その普通会計と特別会計の全部並びに公営事業会計を合わせた会計がその対象範囲となるものでございます。

次に、実質公債費比率の対象範囲でございますが、これは従来と変わりなく、普通会計と公営事業会計に加えて、一部事務組合や広域連合に対する負担金や補助金のうち、地方債元利償還金に充てたものを含めた範囲をその対象としております。

次に、将来負担比率でございますが、実質公債費比率の対象範囲に、さらに地方公社や第三セクター、その他損失補償や債務保証をすべき債務負担を加えた範囲をその対象としています。

次に、資金不足比率でございますが、これは公営事業会計がその対象となるもので、多賀城市では、水道事業会計並びに下水道事業特別会計がこれに該当いたします。

続きまして、(3)の、財政指標についてでございますが、財政健全化法では、健全化判断比率、つまり実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率並びに将来負担比率や公営企業に関する資金不足比率が一定の基準を超えると、財政の早期健全化、財政の再生もしくは公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する義務が生じます。

その基準でございますが、健全化判断比率の財政指標としては、早期健全化基準と財政再生基準の二つが設けられ、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、自主的な健全化を図るための財政健全化計画を、健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率並びに実質公債費比率のいずれかが、財政再生基準以上の場合には、自主的な健全化は困難として、国等の関与による確実な再生を目指した財政再生計画を定めなければならないこととされております。

公営企業につきましては、その財政指標として経営健全化基準が設けられ、資金不足比率が当該基準を超えた場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととされております。

ここで、大変恐縮ではございますけれども、資料1の多賀城市議会定例会議案の23ページをお開きいただきたいと思います。

多賀城市における健全化判断比率並びに資金不足比率につきましては、先ほども御報告させていただいたとおり、いずれの比率におきましても、それらの基準を下回っております。

なお、実際にこれらの基準が適用され、財政健全化計画や財政再生計画の策定義務が生ずるのは、平成20年度決算に基づく、いわゆる今年度の決算ですが、これに基づく健全化判断比率からとなっております。

さて、その基準についてもう少し詳しく説明をさせていただきますと、資料1の23ページの、実質赤字比率と連結実質赤字比率に適用される早期健全化基準、つまり13.11%並び

に 18.11%につきましては、それぞれの地方公共団体におけるその年度の標準財政規模に応じて算出されるため、それぞれの地方公共団体ごとに異なった基準となっております。

その他の基準につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令において規定されておりまして、都道府県または市町村の区分に応じて設定された共通の基準となっております。

なお、連結実質赤字比率に適用される財政再生基準の 40%でございますが、先ほども御説明申し上げましたとおり、この基準は平成 20 年度決算に適用されるものでありまして、さらに補足いたしますと、この基準には経過措置がございまして、法令で定められている本則基準は 30%なのですが、平成 20 年度並びに平成 21 年度決算に適用されるのは 40%で、平成 22 年度決算に適用されるのは 35%、そして本則基準が適用されるのは平成 23 年度決算以降となっております。

ここで、資料 8 にお戻りいただきまして、26 ページをお開きいただきたいと思います。

(4) の、健全化判断比率でございますが、ここでは、それぞれの比率の意味とその算出方法について記載してございます。

①の、実質赤字比率は、普通会計を対象とした実質の赤字の標準財政規模に対する比率でございます。

②の、連結実質赤字比率は、普通会計に加えて、公営企業や国民健康保険事業等の特別会計を含めた、全会計連結ベースでの実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。

③の、実質公債費比率は、一般会計や企業会計、特別会計の元利償還金に加えまして、一部事務組合等への負担金、補助金のうち、元利償還金に充てたものの合計額の標準財政規模に対する比率でございますが、平成 18 年度決算からこの指標が整備されております。それで地方債の同意あるいは許可の判断基準として、既に用いられているものでございます。

④の、将来負担比率でございますが、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、公営企業、地方公社、第三セクターなどの出資法人等を含めた、普通会計の実質的負債を含めて把握するものとなっております。

⑤の、資金不足比率でございますが、多賀城市におきましては、水道企業会計と下水道事業会計がこれに該当するもので、一般会計の実質赤字に相当する資金不足額の事業規模に対する比率でございます。

続きまして、27 ページをごらん願いたいと思います。

まず、実質赤字比率、連結実質赤字比率並びに資金不足比率でございますが、平成 19 年度決算ではすべての会計におきましていずれも黒字決算であったため、冒頭に御報告を申し上げたとおり、それらの比率は発生いたしません。総務省から示された算出式に基づいて算定した比率は、実質赤字比率がマイナス 1.52%、連結実質赤字比率がマイナス 11.12%、資金不足比率につきましては、水道事業会計でマイナス 58.32%、下水道事業特別会計 0.01%というように、負の数字として算出されています。

次に、実質公債費比率でございますが、12.4%と昨年度の 18.3%に比べて大幅に改善されております。

この主な要因としましては、算定方法が一部変更となり、公債費へ充当できる財源に都市計画税の一部が充当可能となったことが挙げられます。

次に、将来負担比率でございますが、土地開発公社や第三セクターに対する負債がないということもございまして、早期健全化基準の 350%を大幅に下回り、76.8%という結果となっております。

ただいま御説明申し上げました健全化判断比率並びに資金不足比率の算出に用いた数値や、その具体的な算出方法につきましては、27 ページ以降に整理しておりますので、よろしく後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

次に、監査委員から監査の報告を求めます。代表監査委員。

○監査委員（菅野昌治）

平成 19 年度の財政健全化及び経営健全化について審査をしたので、その概要を報告いたします。

市長から審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

その結果、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

まず、財政健全化について見ると、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額が生じなかったため比率は算出されませんでした。

また、実質公債費比率については 12.4%となり、早期健全化基準の 25%と比較するとこれを下回っており、将来負担比率についても 76.8%となり、早期健全化基準の 350%と比較すると大幅に下回っております。

次に、経営健全化の資金不足比率は、水道事業会計及び下水道事業特別会計ともに資金の不足が生じなかったため、比率は算出されませんでした。

以上が、平成 19 年度健全化審査結果であります。

なお、詳細については、平成 19 年度多賀城市財政健全化及び経営健全化審査意見書をごらん願います。

○議長（阿部五一）

以上で説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

議運の説明では、決算をやってからこれを議題にするということではなかったかと思うのですが、決算質疑の前に、もう質疑をやってしまうということなのですか。

ですから、私は、決算質疑の中で、この問題についてもいろいろ質疑をやって、その後の本会議で報告されるものだと思っていたのですが、ちょっと私の認識違いですか。ここでやるのですか。やるのでしたら、私、質疑しますけれども。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

決算の数字といろいろと絡むものでございますので、この決算の特別委員会の中でいろいろと質疑いただくと、都合がよいのかというふうに考えてございます。

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

ですから、今の室長の回答の進め方でいいのですね。特別委員会の中でいろいろその質疑をやるということでもいいのでしょうか。

本会議で議題にしたのに、もうあれは終わっているのに、質疑しないということはないですね。特別委員会の中でやるのですね。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

そのようにさせていただきたいと存じます。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（阿部五一）

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

明9月11日から9月18日までは休会といたします。

来る9月19日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

御苦労さまでした。

午後1時54分 散会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年9月10日

議長 阿部 五一

署名議員 金野 次男

同 森 長一郎